

令和7年度

幼保連携型認定こども園自主点検表

設置者名：

施設名：

電話番号：

FAX番号：

自主点検表の基準日：令和 年 月 日

【記載の注意事項】

- ・点検表の基準日は、監査実施月または監査実施月の前月の初日現在で記入してください。
- ・該当がある場合は、□にチェックを入れてください。

【関係法令の表記】

(注)本文中の表記については、次のとおりとします。

法	→	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(認定こども園法)(平成18年6月15日法律第77号)
施行規則	→	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則(平成26年7月2日厚労省令第2号)
基準	→	幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準(平成26年4月30日厚労省令第1号)
施行通知	→	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律等の施行について(平成18年9月8日付け雇児発第0908002号)
要領	→	幼保連携型認定こども園教育・保育要領(平成26年4月30日内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号)
取扱通知	→	幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の運用上の取扱いについて(平成26年11月28日付け府政共生第1104号、26文科初第891号、雇児発1128第2号)

I 基本方針							
点検項目	基準内容等の留意点	適	不適	非該当	根拠法令等 (関係法令等)	確認すべき事項 (資料・帳簿等)	備考 (コメント又は不適の理由)
1 基本方針	義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満3歳以上の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長すると共に、保護者に対する子育ての支援を行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		法第2条第7項	<ul style="list-style-type: none"> ・事業計画 ・園則、運営規程 	

II 人員に関する基準							
点検項目	基準内容等の留意点	適	不適	非該当	根拠法令等 (関係法令等)	確認すべき事項 (資料・帳簿等)	備考 (コメント又は不適の理由)
1 学級の編制	(1) 3歳以上の園児については、教育課程に基づく教育を行うため、学級を編制しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		基準第4条第1項		
	(2) 1学級の園児数は、35人以下を原則としているか。 ※1号認定子ども及び2号認定子どもに限定する園児を一体的に編制することを基本とする。(取扱通知1)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		基準第4条第2項		
	(3) 学級は、学年の初めの日の前日において同じ年齢である園児で編制することを原則としているか。 ※地域の実状等に応じて、異なる年齢にある園児で編制するなど、弾力的な取扱いをすることが出来る。(取扱通知1) ※満3歳に達した園児については、各園の園児の状況等を踏まえ、次の対応など、弾力的な取扱いをすることが出来る。(取扱通知1) ・園児が満3歳に達した当該年度中は引き続き2歳児クラス等に残る。 ・園児が満3歳に達した後、3歳児学級へ移る。 ・園児が満3歳に達した後、3歳児学級とは別に、満3歳児学級を設ける。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		基準第4条第3項		
	(4) 学級担任の配置 各学級ごとに担当する専任の主幹保育教諭、指導保育教諭又は保育教諭を1人以上配置しているか。 ※特別の事情があるときは、保育教諭等は、専任の副園長若しくは教頭が兼ね、又は当該幼保連携型認定こども園の学級数の3分の1の範囲内で、専任の助保育教諭若しくは講師をもって代えることができる。 ※学級担任は原則常勤専任であること。(短時間勤務は原則担任をすることはできない。) ※保健師、看護師又は准看護師は担任をすることはできない。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		基準第5条第1項、第2項 【参考】取扱通知2 公定価格に関するFAQ (よくある質問)【第27版 (令和7年5月12日時点 版)No.219		

II 人員に関する基準						
点検項目	基準内容等の留意点	適	不適	非該当	根拠法令等 (関係法令等)	確認すべき事項 (資料・帳簿等) 備考 (コメント又は不適の理由)
2 職員の配置	職員の配置は、以下の要件を満たしているか。					・勤務表 ・事務分掌表
	(1) 直接従事する職員は次の人数を満たしているか。				基準第5条第3項	
	① 教育及び保育に直接従事する職員の数は、園児の区分に応じ、求めた数の合計数以上いるか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		【「幼保連携型認定こども園指導監査資料」にて確認してください。】	
	② 直接従事する職員の数は、常時2人を下ってはいないか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
	<p>※公定価格における配置基準や加算算定上の定数の一部に短時間勤務の教育・保育従事者を充てることとされている。なお、設備運営基準等において、学級担任は原則常勤専任であることとされている。</p> <p>配置基準等の定数の一部に充てる場合は、以下のとおり換算する。</p> $\frac{\text{短時間勤務の職員及び常勤職員以外の従事者の1ヶ月の勤務時間数の合計}}{\text{各施設・事業所の就業規則等で定めた常勤職員の1ヶ月の勤務時間数}} = \text{常勤換算値(小数点第1位を四捨五入)}$				<p>公定価格に関するFAQ(よくある質問)【第27版(令和7年5月12日時点版)No.219</p> <p>施行規則第10条 ※講師は常勤に服しないことができる。</p> <p>※短時間勤務＝常勤(各施設・事業所の就業規則において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数に達している者)以外の者。</p>	

II 人員に関する基準							
点検項目	基準内容等の留意点	適	不適	非該当	根拠法令等 (関係法令等)	確認すべき事項 (資料・帳簿等)	備考 (コメント又は不適の理由)
2 職員の配置	(2) 直接従事する職員 直接従事する職員は、副園長、教頭、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭、講師のいずれかであるか。 ※ 副園長、教頭…幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ児童福祉法第18条の18第1項の登録(保育士登録)を受けたものに限る。 ※「4 園長、副園長、教頭の資格」も参照 ※ 当分の間、1人に限って、保健師、看護師又は准看護師(以下「看護師等」という。)を、直接従事する職員としてみなすことができる。 ※ただし、在籍乳児数が3名以下の場合、以下の条件を満たす必要がある。 ・保育教諭等と合同の組・グループを編成し、原則として同一空間内(同一の乳児室等)で保育を行う。 ・保育所、認定こども園、地域型保育事業所等での勤務経験が概ね3年未満の看護師等の場合、子育て支援員研修等の研修終了が必須。 ※(補助者として従事する場合を除き、)保育にのみ従事することができるため、学級を担任することはできない。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			・勤務表 ・職員名簿 ・資格証明書 ・修了証明書	
	(3) 調理員 調理員を置いているか。 ※調理業務の全部を第三者に委託する場合、配置しなくても差し支えない。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	基準第5条第4項		
	(4) 学校医等 次に掲げる職員を配置しているか。 ① 学校医 ② 学校歯科医 ③ 学校薬剤師	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		法第27条 学校保健安全法第23条		
	(5) 人員配置の努力義務 次に掲げる職員を置くよう努めているか。 ※努めているが配置できていない場合、「適」にチェックを入れた上で右記備考欄にその旨を記入すること。 ① 副園長又は教頭 ② 主幹養護教諭、養護教諭又は養護助教諭 ③ 事務職員	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	基準第5条第5項		
			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			

II 人員に関する基準							
点検項目	基準内容等の留意点	適	不適	非該当	根拠法令等 (関係法令等)	確認すべき事項 (資料・帳簿等)	備考 (コメント又は不適の理由)
3 職員の資格	(1) 職員の資格は、以下の要件を満たしているか。 ※配置しているが要件を満たしていない場合は「不適」、配置していない場合は「非該当」にチェックを入れること。				法第15条 教育職員免許法第4条第2項 児童福祉法第18条の18 第1項		
	① 主幹保育教諭 幼稚園教諭の普通免許状を有し、かつ、保育士登録を受けた者	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	※平成27年4月1日から令和9年3月31日までは、幼稚園免許状を有する者又は保育士登録を受けた者であれば、主幹保育教諭、指導保育教諭となることができる。		
	② 指導保育教諭 幼稚園教諭の普通免許状を有し、かつ、保育士登録を受けた者	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
	③ 保育教諭 幼稚園教諭の普通免許状を有し、かつ、保育士登録を受けた者	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		※平成27年4月1日から令和12年3月31日までは、幼稚園免許状を有する者又は保育士登録を受けた者であれば、保育教諭となることができる。 ただし、学級を担任する者については幼稚園の教諭の普通免許状又は臨時免許状を有する者が、満3歳未満の園児の保育に直接従事する者については保育士が配置されていることが望ましい。(取扱通知2(2))	

II 人員に関する基準							
点検項目	基準内容等の留意点	適	不適	非該当	根拠法令等 (関係法令等)	確認すべき事項 (資料・帳簿等)	備考 (コメント又は不適の理由)
3 職員の資格	④ 講師(保育教諭に準ずる職務に従事する者に限る。)幼稚園教諭の普通免許状を有し、かつ、保育士登録を受けた者	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	※平成27年4月1日から令和12年3月31日までは、幼稚園の助教諭の臨時免許状を有する者は、助保育教諭又は講師(保育教諭に準ずる職務に従事する者に限る。)となることができる。 ※平成27年4月1日から令和9年3月31日までは、幼稚園免許状を有する者又は保育士登録を受けた者であれば、助保育教諭又は講師(助保育教諭に準ずる職務に従事する者に限る。)となることができる。		
	⑤ 助保育教諭 幼稚園の助教諭の臨時免許状を有し、かつ、保育士登録を受けた者	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
	⑥ 主幹養護教諭及び養護教諭 養護教諭の普通免許状を有する者	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	教育職員免許法第4条第2項		
	⑦ 養護助教諭 養護助教諭の臨時免許状を有する者	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	教育職員免許法第4条第4項		
	(2) 免許・資格を併有できていない保育教諭等が、特例措置の期間内に計画的にもう一方の免許・資格を取得することを促進するため、各施設等の事業計画や人材確保・育成計画等において、人事計画を策定する等の取組を実施しているか。 ※人事計画の内容としては、「免許・資格を取得させる時期」、「方法」、「取得期間中の施設運営上の影響を踏まえた職員配置計画」、「代替職員の採用についての計画」が考えられる。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	保育教諭等が円滑に幼稚園教諭免許状及び保育士資格を取得・併有するための対策について(令和6年9月27日付けこ成基第187号)	・人事計画	
4 園長、副園長、教頭の資格	(1) 園長、副園長又は教頭(以下、「園長等」という。)は、教諭の専修免許状又は一種免許状を有し、かつ、保育士登録を受けているか。 ※幼保連携型認定こども園の運営上特に必要がある場合には、当該園を適切に管理及び運営する能力を有し、上記に規定する資格を有する者と同等の資質を有すると認める者を、園長等として配置して差し支えない。なお、その場合は「非該当」にチェックした上で、右記備考欄にその旨を記入すること。 ※副園長、教頭については、「2 職員配置(2)」も参照				施行規則第12条第1項 施行規則第13条 施行規則第14条 基準附則第4条	・資格証明書 ・職員履歴書	
	① 園長	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
	② 副園長	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
	③ 教頭	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			

II 人員に関する基準							
点検項目	基準内容等の留意点	適	不適	非該当	根拠法令等 (関係法令等)	確認すべき事項 (資料・帳簿等)	備考 (コメント又は不適の理由)
4 園長、副園長、教頭の資格	(2) 園長等は、次に掲げる①から⑯の職に5年以上従事していた者又は⑰に該当する者であるか。						◎各施設職員が、左記における①から⑰のいずれに該当しているのか下記に記入すること。 園長： 副園長： 教頭：
	①学校教育法第1条に規定する学校及び同法第124条に規定する専修学校の校長(幼保連携型認定こども園の園長を含む。)	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	施行規則第12条第1項第1号 学校教育法第1条、第124条		
	②学校教育法第1条に規定する学校及び幼保連携型認定こども園の教授、准教授、助教、副校長(幼保連携型認定こども園の副園長を含む。)、教頭、主幹教諭(幼保連携型認定こども園の主幹養護教諭及び主幹栄養教諭を含む。)、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭、講師(常時勤務の者に限る。)及び専修学校の教員	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	施行規則第12条第1項第2号		
	③学校教育法第1条に規定する学校及び幼保連携型認定こども園の事務職員(単純な労務に雇用される者を除く。以下この条において同じ。)、実習助手、寄宿舎指導員(学校教育法の一部を改正する法律(平成13年法律第105号)による改正前の学校教育法第73条の3第1項に規定する寮母を含む。)及び学校栄養職員(学校給食法(昭和29年法律第160号)第7条に規定する職員のうち栄養教諭以外の者をいい、同法第6条に規定する施設の当該職員を含む。)	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	施行規則第12条第1項第3号 学校教育法第1条		
	④学校教育法等の一部を改正する法律(平成19年法律第96号)第1条の規定による改正前の学校教育法第94条の規定により廃止された従前の法令の規定による学校及び旧教員養成諸学校官制(昭和21年勅令第208号)第1条の規定による教員養成諸学校の長	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	施行規則第12条第1項第4号		
	⑤④に掲げる学校及び教員養成諸学校における教員及び事務職員に相当する者	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	施行規則第12条第1項第5号		
	⑥海外に在留する邦人の子女のための在外教育施設で、文部科学大臣が小学校、中学校又は高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定したものにおける①から③までに掲げる者に準ずる者	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	施行規則第12条第1項第6号		
	⑦外国の学校における①から③までに掲げる者に準ずる者	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	施行規則第12条第1項第7号		
⑧少年院又は児童自立支援施設において矯正教育又は指導を担当する者	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	施行規則第12条第1項第8号			

II 人員に関する基準							
点検項目	基準内容等の留意点	適	不適	非該当	根拠法令等 (関係法令等)	確認すべき事項 (資料・帳簿等)	備考 (コメント又は不適の理由)
4 園長、副園長、教頭の資格	⑨児童福祉施設及び連携施設を構成する保育機能施設の長	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	施行規則第12条第1項第9号 児童福祉法第7条第1項法第3条第3項		
	⑩児童福祉施設及び連携施設を構成する保育機能施設において児童の保育に直接従事する職員	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	施行規則第12条第1項第10号 児童福祉法第7条第1項法第3条第3項		
	⑪児童福祉施設及び連携施設を構成する保育機能施設の事務職員	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	施行規則第12条第1項第11号 児童福祉法第7条第1項法第3条第3項		
	⑫家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業の管理者	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	施行規則第12条第1項第12号 児童福祉法第6条の3第9項、第10項、第11項、第12項		
	⑬家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業において児童の保育に直接従事する職員	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	施行規則第12条第1項第13号 児童福祉法第6条の3第9項、第10項、第11項、第12項		
	⑭家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業における事務職員	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	施行規則第12条第1項第14号 児童福祉法第6条の3第9項、第10項、第11項、第12項		
	⑮①から⑭までに掲げるもののほか、国又は地方公共団体において教育若しくは児童福祉に関する事務又は教育若しくは児童福祉を担当する国家公務員又は地方公務員	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	施行規則第12条第1項第15号		
	⑯外国の官公庁における⑮に準ずる者	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	施行規則第12条第1項第16号		
⑰幼保連携型認定こども園を適切に管理及び運営する能力を有し、①から⑯のいずれかの職に5年以上従事していた者と同等の資質を有すると認められる者	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	施行規則第14条			

Ⅲ 設備に関する基準							
点検項目	基準内容等の留意点	適	不適	非該当	根拠法令等 (関係法令等)	確認すべき事項 (資料・帳簿等)	備考 (コメント又は不適の理由)
1 園舎の構造 (2階)	(1) 園舎の敷地内は禁煙とされているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		健康増進法第29条第1項	・平面図 ・設備、備品台帳	
	(2) 園舎は、2階建以下を原則としているか。 ※特別の事情がある場合は、3階建以上とすることが出来るため、「非該当」にチェックした上で、右記備考欄にその旨を記入すること。	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	基準第6条第2項		
	(3) 乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所(以下、「保育室等」という。)は1階に設けられているか。 ※2階以上に保育室等を備える場合、「非該当」にチェックした上で下記【2階に保育室等を備える場合】若しくは【3階以上に保育室等を備える場合】における要件を満たしているか確認すること。				基準第6条第3項 満3歳以上の保育室等の利用について:取扱通知3(2)		
	① 乳児室	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
	② ほふく室	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
	③ 保育室	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
	④ 遊戯室	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
	⑤ 便所	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
	【2階に保育室等を備える場合】 次のすべての要件を満たしているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	基準第6条第3項但し書き		
	① 建物が、耐火建築物であるか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
② 下記の区分(常用・避難用)ごとに、設備がそれぞれ1以上設けられているか。 ア 常用 (ア) 屋内階段 (イ) 屋外階段 イ 避難用 (ア) 屋内避難階段(建築物の1階から2階までの部分において、屋内と階段室とがバルコニー又は付室を通じて連絡され、かつ、建築基準法施行令第123条第3項第2号、第3号及び第9号に規定する構造を満たすものに限る。)又は建築基準法施行令第123条第3項に規定する特別避難階段 (イ) 待避上有効なバルコニー (ウ) 準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 (エ) 屋外階段	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		建築基準法第2条第9号の2 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第123条第1項			
③ 保育室等その他園児が出入し、又は通行する場所に、園児の転落事故を防止する設備が設けられているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					

Ⅲ 設備に関する基準							
点検項目	基準内容等の留意点	適	不適	非該当	根拠法令等 (関係法令等)	確認すべき事項 (資料・帳簿等)	備考 (コメント又は不適の理由)
1 園舎の構造 (3階以上)	【3階以上に保育室等を備える場合】 次のすべての要件を満たしているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	法附則第4条第1項	・平面図 ・設備、備品台帳	
	① 原則として、3歳未満の園児の保育の用に供するものであるか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	② 下記の区分(常用・避難用)ごとに、設備がそれぞれ1以上設けられているか。 【3階以上】 ア 常用 (ア) 屋内避難階段又は特別避難階段 (イ) 屋外階段 イ 避難用 (ア) 屋内避難階段(建築物の1階から3階までの部分において、屋内と階段室とがバルコニー又は付室を通じて連絡され、かつ、建築基準法施行令第123条第3項第2号、第3号及び第9号に規定する構造を満たすものに限る。)又は建築基準法施行令第123条第3項に規定する特別避難階段 (イ) 耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 (ウ) 屋外階段	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		建築基準法施行令第123条第1項、第3項		
	③ ②に掲げる設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からそのいずれかに至るまでの歩行距離が30m以下となるように設けられているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	④ 調理室以外の部分と調理室の部分とが、ア及びイをいずれも満たしているか。ただし、当該調理室がa、bのいずれかに該当する場合については、この限りでない。 ア 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されている。 イ 換気、暖房又は冷房の設備の風道が当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられている。 a スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられている。 b 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		建築基準法第2条第7号 建築基準法施行令第112条第1項		
	⑤ 幼保連携型認定こども園の壁及び天井の室内に面する部分を不燃材料で仕上げているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	⑥ 保育室等その他園児が出入し、又は通行する場所に、園児の転落事故を防止する設備が設けられているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	⑦ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
⑧ 幼保連携型認定こども園のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防火処理が施されているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					

Ⅲ 設備に関する基準							
点検項目	基準内容等の留意点	適	不適	非該当	根拠法令等 (関係法令等)	確認すべき事項 (資料・帳簿等)	備考 (コメント又は不適の理由)
2 園舎及び園庭	(1) 園舎及び園庭は、原則として同一の敷地内又は隣接する位置に設けているか。 ※上記に代わる場所を園庭の代替地としている場合、「非該当」にチェックした上で、右記備考欄にその旨を記入すること。 ※(取扱通知3(1))既存の幼稚園又は保育所を廃止(両方を廃止する場合も含む。)し、土地や設備を活用して移行する際、左記の原則によらない場合あり。その際は、「非該当」にチェックしたうえで、右記備考欄にその旨を記入すること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		・平面図 ・設備、備品台帳	
	(2) 園舎の面積は、次の①及び②の面積を合算した面積以上設けているか。 ① 次に掲げる学級数の区分に応じた面積 学級数 面積 1学級 180㎡ 2学級以上 320㎡ + 100 × (学級数 - 2)㎡ ② 3歳未満の園児数について、次の規定により算定した面積 乳児室又はほふく室 3.3㎡に満2歳未満の園児数を乗じて得た面積 保育室又は遊戯室 1.98㎡に満2歳以上の園児数を乗じて得た面積 ※【平成27年3月31日において現に幼稚園を設置している者が、当該幼稚園を廃止し、当該幼稚園と同一の所在場所において、当該幼稚園の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合の特例】(基準附則第4条第1項) 園舎の面積は、次の①及び②の面積を合算した面積以上設けているか。 ①次に掲げる学級数の区分に応じた面積 学級数 面積 1学級 180㎡ 2学級以上 320㎡ + 100 × (学級数 - 2)㎡ ②乳児室又はほふく室 3.3㎡に満2歳未満の園児数を乗じて得た面積 ※【平成27年3月31日において現に保育所を設置している者が、当該保育所を廃止し、当該保育所と同一の所在場所において、当該保育所の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合の特例】(基準附則第4条第2項) 園舎の面積は、次の①及び②の面積を合算した面積以上設けているか。 ①1.98㎡に満3歳以上の園児数を乗じて得た面積 ②満3歳未満の園児数について、次の規定により算定した面積 乳児室又はほふく室 3.3㎡に満2歳未満の園児数を乗じて得た面積 保育室又は遊戯室 1.98㎡に満2歳以上の園児数を乗じて得た面積	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	基準第6条第6項 基準第7条第6項		

Ⅲ 設備に関する基準							
点検項目	基準内容等の留意点	適	不適	非該当	根拠法令等 (関係法令等)	確認すべき事項 (資料・帳簿等)	備考 (コメント又は不適の理由)
2 園舎及び園庭	(3) 園庭の面積は、次の①及び②の面積を合算した面積以上設けているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	基準第6条第7項		
	① 次のア・イに掲げる面積のうちいずれか大きい面積 ア 学級数の区分に応じ、次に定める面積 2学級以下 $330\text{m}^2 + 30 \times (\text{学級数} - 1)\text{m}^2$ 3学級以上 $400\text{m}^2 + 80 \times (\text{学級数} - 3)\text{m}^2$ イ 3.3m^2 に3歳以上の園児数を乗じて得た面積 ② 3.3m^2 に2歳以上3歳未満の園児数を乗じて得た面積 ※【平成27年3月31日において現に幼稚園を設置している者が、当該幼稚園を廃止し、当該幼稚園と同一の所在場所において、当該幼稚園の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合の特例】(基準附則第4条第1項) 面積は、次の①及び②の面積を合算した面積以上設けているか。 ①学級数に応じ、次に定める面積 2学級以下 $330\text{m}^2 + 30 \times (\text{学級数} - 1)\text{m}^2$ 3学級以上 $400\text{m}^2 + 80 \times (\text{学級数} - 3)\text{m}^2$ ② 3.3m^2 に満2歳以上満3歳未満の園児数を乗じて得た面積 ※【平成27年3月31日において現に保育所を設置している者が、当該保育所を廃止し、当該保育所と同一の所在場所において、当該保育所の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合の特例】(基準附則第4条第2項) 面積は、次の①及び②の面積を合算した面積以上設けているか。 ① 3.3m^2 に満3歳以上の園児数を乗じて得た面積 ② 3.3m^2 に満2歳以上満3歳未満の園児数を乗じて得た面積	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
3 園舎に備えるべき設備	(1) 園舎には、次に掲げる設備を備えているか。				基準第7条第1項		
	① 職員室 ※特別な事情があるときは、保健室と兼用可能。その場合は「非該当」にチェックした上で、右記備考欄にその旨を記入すること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
	② 乳児室又はほふく室 ※2歳未満の保育を必要とする子どもを入園させる場合に限る。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
	③ 保育室 ※特別な事情があるときは、遊戯室と兼用可能。その場合は「非該当」にチェックした上で、右記備考欄にその旨を記入すること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
	④ 遊戯室	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
	⑤ 保健室	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
	⑥ 調理室	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
	⑦ 便所	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
	⑧ 飲料水用設備 ※手洗い用設備又は足洗用設備と区別して備えること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
	⑨ 手洗い用設備及び足洗用設備	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
(2) 3歳以上の園児に係る保育室の数は、学級数以上あるか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	基準第7条第2項			

Ⅲ 設備に関する基準							
点検項目	基準内容等の留意点	適	不適	非該当	根拠法令等 (関係法令等)	確認すべき事項 (資料・帳簿等)	備考 (コメント又は不適の理由)
3 園舎に備えるべき設備	(3) 設備の面積は、各①②に定める面積以上となっているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	基準第7条第6項 →「2 園舎及び園庭」 (2)で確認すること。		
	① 乳児室又はほふく室 3.3㎡に満2歳未満の園児数を乗じて得た面積 ② 保育室又は遊戯室 1.98㎡に満2歳以上の園児数を乗じて得た面積 ※【平成27年3月31日において現に幼稚園を設置している者が、当該幼稚園を廃止し、当該幼稚園と同一の所在場所において、当該幼稚園の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合の特例】(基準附則第4条第1項) 設備の面積は、次に定める面積以上となっているか。 乳児室又はほふく室 3.3㎡に満2歳未満の園児数を乗じて得た面積	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
	(4) 次に掲げる設備を備えるよう努めているか。				基準第7条第7項		
	① 放送聴取設備	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
	② 映写設備	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
	③ 水遊び場	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
	④ 園児清浄用設備	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
	⑤ 図書室	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
	⑥ 会議室	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
	(5) 学級及び園児数に応じ、教育上及び保育上、保健衛生上並びに安全上必要な種類及び数の園具及び教具を備えているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	基準第8条第1項		
	(6) 園具及び教具は、常に改善し、補充しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	基準第8条第2項		
	(7) 定期的な修繕改善等が実施されているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			

IV 運営に関する基準							
点検項目	基準内容等の留意点	適	不適	非該当	根拠法令等 (関係法令等)	確認すべき事項 (資料・帳簿等)	備考 (コメント又は不適の理由)
1 教育及び保育を行う期間及び時間	次の要件を満たしているか。				基準省令第9条	・重要事項説明書 ・入園のしおり ・運営規程 ・園児の登園・降園の記録	
	(1) 毎学年の教育週数は、特別の事情のある場合を除き、39週を下っていないか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		取扱通知4(1)		
	(2) 教育に係る標準的な1日当たりの時間(以下、「教育時間」という。)は、4時間とし、園児の心身の発達の程度、季節等に適切に配慮しているか。 ※具体的な時間設定は、各園の判断に委ねられること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	(3) 保育を必要とする子どもに該当する園児に対する教育及び保育の時間(3歳以上の保育を必要とする子どもに該当する園児については、教育時間を含む。)は、1日につき8時間を原則としているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
2 認可定員の遵守	認可定員の遵守状況は適正か。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		取扱通知1		
3 掲示	その建物又は敷地の公衆の見やすい場所に、当該施設が幼保連携型認定こども園である旨を掲示しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		基準第11条		
4 職員の知識及び技能の向上等	(1) 職員は、常に自己研鑽(さん)に励み、法に定めるそれぞれの施設の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			・研修計画 ・研修の記録 【内部・外部】	◎職員の研修参加状況 (前年度) 内部研修: 人 外部研修: 人
	(2) 幼保連携型認定こども園は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
5 秘密の保持等	(1) 職員が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはいないか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第14条の2(基準第13条第1項において読み替えて準用)	・就業規則 ・誓約書 ・就業規則 ・誓約書	
	(2) 職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
6 苦情への対応	(1) 行った教育及び保育並びに子育ての支援に関する園児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、次に掲げる必要な措置を講じているか。				児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第14条の3第1項(基準第13条第1項において読み替えて準用) (参考)社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について(平成12年6月7日付け児発第575号)	・苦情解決処理規程 ・掲示 ・苦情受付の記録 ・苦情受付ボックス ・園だよりなど	
	① 苦情解決処理規程の整備	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	② 苦情受付窓口の設置	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	③ 苦情受付担当者の配置	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	④ 苦情解決責任者の配置	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	⑤ 第三者委員の設置(書面によるもの)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	⑥ 苦情受付から解決に至るまでの記録の整備	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	⑦ 苦情受付から解決に至るまでの経緯、具体的な解決策についての利用者等への周知	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
(2) 行った教育及び保育並びに子育ての支援に関する園児又はその保護者等市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
(3) 運営適正化委員会の調査に、できる限り協力しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				

IV 運営に関する基準							
点検項目	基準内容等の留意点	適	不適	非該当	根拠法令等 (関係法令等)	確認すべき事項 (資料・帳簿等)	備考 (コメント又は不適の理由)
7 職員の健康診断	次に掲げる職員の健康管理は適切に行われているか。				労働安全衛生規則第43条、第44条、第45条、第51条 学校保健安全法第15条		
	(1) 採用時における職員の健康診断の実施	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	労働安全衛生法第66条		
	(2) 定期健康診断の毎年1回以上の実施	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		労働安全衛生法施行規則第44条		
	(3) 健康診断票の作成、異動した場合に幼保連携型認定こども園の設置者へ送付	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		学校保健安全法施行規則第15条		
	(4) 調理員等給食従事者の定期的な検便の実施	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
8 非常災害対策	(1) 次の非常災害等対策は行われているか。						
	① 防火管理者の選任及び消防署へ提出	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	② 施設の実態に即した非常災害に対する消防計画を策定かつ消防署へ提出	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	③ 施設の増改築に伴う消防計画の見直し	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
	④ 消防計画における夜間及び休日における避難体制への配慮	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	⑤ 避難及び消火訓練の実施	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	⑥ 避難訓練に係る実施記録	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	⑦ 適切な避難経路、避難口、避難場所の設定	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	⑧ 避難口や消火栓の付近に障害物を置いていない	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	⑨ 消防用設備の設置、かつ法定点検の適切な実施	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	⑩ 法定点検実施結果に係る消防機関への年1回の報告	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	⑪ 暖房設備、カーテン及び寝具等における防炎性・防炎性能	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	⑫ 消防署立入調査の際の指示事項における適切な改善	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
	⑬ 自衛消防組織の編成	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				

IV 運営に関する基準							
点検項目	基準内容等の留意点	適	不適	非該当	根拠法令等 (関係法令等)	確認すべき事項 (資料・帳簿等)	備考 (コメント又は不適の理由)
8 非常災害対策	(2) 地震災害、風水害に関する非常災害対策計画(兼避難確保計画)を策定しているか。 また、非常災害対策計画に次の項目が掲載されているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		(参考)児童福祉施設等における利用者の安全確保及び非常災害時体制整備の強化・徹底について(平成28年9月9日付け雇児発0909第2号)	・非常災害対策計画 ・避難確保計画	
	① 施設の立地条件	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	② 災害に関する情報の入手方法	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	③ 災害時の連絡先及び通信手段の確認	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	④ 避難を開始する時期・判断基準	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	⑤ 避難場所	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	⑥ 避難経路	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	⑦ 避難方法	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	⑧ 災害時の人員体制・指揮系統	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	⑨ 関係機関との連絡体制	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
(3) 地震災害、風水害等の非常災害に対する避難訓練を実施しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					
(4) 盛岡市防災マップにおいて、洪水又は土砂災害が想定される地区に施設が立地している場合、避難確保計画を作成しているか。 ※「盛岡市防災マップ」…盛岡市ホームページ広報ID:1024098	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	水防法 土砂災害防止法		◎施設の立地場所 浸水区域 内・外 土砂災害警戒区域 内・外	
(5) 上記避難確保計画を市へ提出しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
(6) 上記避難確保計画に基づく避難訓練を実施しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
(7) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めているか。 ※「危険等発生時対処要領」(義務)には、業務継続のために必要な事項について必ずしも記載が想定されていないが、業務継続計画と一体的に策定することも考えられる。(「幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営に関する基準」等の一部改正について(R5.2.9))	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第9条の3(基準第13条第1項において読み替えて準用)	・業務継続計画		
(8) 職員に対して業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的 に実施するよう努めているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					
(9) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じ当該計画の変更を行うよう努 めているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					

IV 運営に関する基準							
点検項目	基準内容等の留意点	適	不適	非該当	根拠法令等 (関係法令等)	確認すべき事項 (資料・帳簿等)	備考 (コメント又は不適の理由)
9 規程の整備	(1) 園則が整備され、少なくとも次に掲げる事項を記載しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		施行規則第15条、第16条	・園則 ・運営規程	
	① 学年、学期、教育又は保育を行う日時数、教育又は保育を行わない日及び開園している時間に関する事項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	② 教育及び保育の内容に関する事項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	③ 保護者に対する子育ての支援の内容に関する事項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	④ 利用定員及び職員組織に関する事項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	⑤ 入園、退園、転園、休園及び卒園に関する事項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	⑥ 保育料その他の費用徴収に関する事項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	⑦ その他施設の管理についての重要事項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	(2) 園則と施設の現状に差異はないか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	(3) 職員数が10人以上の場合、就業規則は適正に整備されているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	労働基準法第89条、90条、92条	・就業規則 ・雇用契約書 ・非常勤職員にかかる就業規則 ・労働基準監督署への届出書類 ・36協定	◎就業規則 直近の(変更)届出日
① 就業規則を労働基準監督署長へ提出しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
② 就業規則と現状に差異はないか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				◎労働基準法36条に基づく協定
③ 非常勤(臨時)職員に適用する就業規則(取扱規程等)を整備し、適切に雇用契約を締結しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	労働基準法第36条			締結日
④ 時間外及び休日労働に関する協定が労働組合(又は職員代表)と締結され、労働基準監督署に届出しているか。(通称:36条協定)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
⑤ 36条協定の有効期間が経過していないか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				

IV 運営に関する基準							
点検項目	基準内容等の留意点	適	不適	非該当	根拠法令等 (関係法令等)	確認すべき事項 (資料・帳簿等)	備考 (コメント又は不適の理由)
9 規程の整備	⑥ 育児・介護休業、産前・産後休暇に関する規定を整備し、適正に運用しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
	⑦ 労働者名簿は作成されているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	(4) 職員数が10人以上の場合、給与規程が適切に作成されているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	労働基準法第89条、90条、92条 労働基準法第108条	・給与規程 ・賃金台帳 ・24協定	◎給与規程 直近の(変更)届出日
	① 労働基準監督署長へ提出しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	労働基準法第108条		
	② 給与規程と現状に差異はないか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	③ 給与格付、昇格、昇給を適正に行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		労働基準法第24条		
	④ 給与改定を適正に行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	⑤ 諸手当を適正に認定し、支給しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	⑥ 賃金台帳を作成しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	⑦ 給与からの法定外賃金控除を行っている場合、賃金控除に関する協定の締結を行っているか。(通称:24条協定)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			◎労働基準法24条に基づく協定 締結日
⑧ 職員を社会保険(健康保険・厚生年金保険)に加入させているか。また、臨時職員の健康保険等の加入に配慮しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					
⑨ 職員を労働保険(雇用保険・労災保険)に加入させているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			・賃金台帳		
(5) 旅費規程は適正に整備され、運用されているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			・旅費規程 ・旅行命令書 ・旅費精算書		
10 運営管理	(1) 職員の事務分掌を明確にし、全職員に周知しているか。(専決代決規程との整合性が図られているか。)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			・事務分掌表 ・辞令書	
	(2) 職員の人事発令(採用、異動、退職、昇給等)に当たり、辞令又は雇用契約書を交付しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			・辞令書 ・雇用契約書	
	(3) 出勤簿等を整備し、職員の雇用時間を適正に管理しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	(4) 職員会議等の諸会議を適正に開催し、記録を整備しているか。また、会議等欠席者に内容周知しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			・職員会議録	
	(5) 職員の処遇向上、職員の確保、定着化に努めているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				

V 教育・保育の内容							
点検項目	基準内容等の留意点	適	不適	非該当	根拠法令等 (関係法令等)	確認すべき事項 (資料・帳簿等)	備考 (コメント又は不適の理由)
1 教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画	教育及び保育の内容並びに子育て支援等に関する全体的な計画が適正に作成されているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		要領第1章第2第1項	・全体的な計画	
2 指導計画の作成	(1) 指導計画を適正に作成しているか。(園児の多様性及び発達の連続性を踏まえた具体的なねらいや内容を設定しているか。)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		法第10条 要領 第3章	・全体的な計画 ・長期指導計画 (年、期、月案) ・短期指導計画 (週、日案) ・各行事計画	
	(2) 教育及び保育は、園児が自ら意欲を持って環境と関わることにより、つくり出される具体的な活動を通して、その目標の達成を図るものであることから、乳幼児期にふさわしい生活が展開され、適切な指導が行われるよう、調和のとれた組織的、発展的な指導計画を作成し、園児の活動に沿った柔軟な指導を行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		要領 第3章 第1		
3 小学校との円滑的な接続	園児の発達や学びの連続性を確保する観点から、小学校との円滑な接続が次のとおり図られているか。				施行規則第30条関係 要領 第3章	・小学校との交流記録 ・学校教諭との意見交換や研究 研修の記録	
	(1) 小学校の児童及び教師との交流を図っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		取扱通知1		
	(2) 小学校教育へ円滑な接続に向け、教育・保育内容を工夫しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	(3) 家庭・地域社会との連携を図っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
4 幼保連携型認定こども園の指導要録	(1) 在籍する園児の指導要録(園児の学習及び健康状況を記録した書類の原本)を作成しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		施行規則第30条	・指導要録	
	(2) 指導要録抄本又は写しを作成し、進学先の校長に送付しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		(参考)幼保連携型認定こども園園児指導要録の改善及び認定こども園こども要録の作成等に関する留意事項等について(平成30年3月30日付け府子本第315号、29初 幼教第17号、子保発0330第3号)		
	(3) 園児が転園した場合においては、指導要録の写しを作成し、転園先の園の長に送付しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
	(4) 指導要録の学籍に関する記録の保存期間は20年としているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	(5) 保存期間は、前項保存期間から、当該幼保連携型認定こども園においてこれらの書類を保存していた期間を控除した期間としているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
5 地域における子育て家庭の保護者等に対する支援	(1) 幼保連携型認定こども園が持つ地域性や専門性などを十分に考慮して当該地域において必要と認められるものを適切に実施しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		法第10条第3項 要領 第1章 第3 6(2)	・子育て支援事業の記録	
	(2) 地域の関係機関等との積極的な連携及び協力を図るとともに、子育ての支援に関する地域の人材の積極的な活用を図るよう努めているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	(3) 地域の要保護児童への対応など、地域の子どもを巡る諸課題に対し、要保護児童対策地域協議会など関係機関等と連携及び協力して取り組むよう努めているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				

VI 健康・安全・給食							
点検項目	基準内容等の留意点	適	不適	非該当	根拠法令等 (関係法令等)	確認すべき事項 (資料・帳簿等)	備考 (コメント又は不適の理由)
1 保健に関する 設置者の責務	(1) 園児及び職員の心身の健康の保持増進を図るため、当該学校の施設及び設備並びに管理運営体制の整備充実その他の必要な措置を講ずるよう努めているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		要領第1章 第3の5	・健康診断票	
	(2) 次の事項のとおり健康状態や発育及び発達の状態の把握をしているか。						
	① 定期的、継続的に、必要に応じて随時に把握しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	② 登園時及び降園時に園児の状態を観察し、疾病や傷害があった場合には保護者に連絡するとともに、学校医に相談する等の適切な対応を図っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	③ 不適切な養育の兆候が見られる場合には、市町村や関係機関と連携し、児童福祉法第25条に基づき、適切な対応を図っているか。また、虐待が疑われる場合には速やかに市町村又は児童相談所に通告し、適切な対応を図っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
④ 障害児を含め、入所児童に対する虐待やその心身に有害な影響を与える行為の防止及び発生時の対応に関する措置を講じているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					
2 学校保健計画の策定等	(1) 学校においては、園児及び職員の心身の健康の保持増進を図るため、園児等及び職員の健康診断、環境衛生検査、園児等に対する指導その他保険に関する事項について計画を策定し、これを実施しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	(2) 学校保健計画を作成し、全ての職員がそのねらいや内容を明確にしなが、園児一人一人の健康の保持及び増進に努めているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		要領第1章 第3の5(1) 法第27条	・学校保健計画	
3 学校環境衛生基準	(1) 学校環境衛生基準に照らしてその設置する学校の適切な環境の維持に努めているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		学校保健安全法第6条		
	(2) 園長は、学校環境衛生基準に照らし、学校の環境衛生に関し適正を欠く事項があると認められた場合には、遅滞なく、その改善のために必要な措置を講じているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
4 健康相談	園児の心身の健康に関し、健康相談を行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		学校保健安全法第8条		
5 保健指導	養護教諭その他の職員は、園児に健康上の問題があると認めるときは、遅滞なく、当該園児に対して必要な指導を行うとともに、必要に応じ、その保護者に対して必要な助言を行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		学校保健安全法第9条		
6 地域の医療機関等との連携	救急処置、健康相談又は保健指導を行うに当たっては、必要に応じ、幼保連携型認定こども園の所在する地域の医療機関その他の関係機関との連携を図るよう努めているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		学校保健安全法第10条		

VI 健康・安全・給食							
点検項目	基準内容等の留意点	適	不適	非該当	根拠法令等 (関係法令等)	確認すべき事項 (資料・帳簿等)	備考 (コメント又は不適の理由)
7 園児の健康診断	(1) 園児の健康診断について、原則、入園時及び毎年度2回行っているか。また、毎年度のうち1回は6月30日までに行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		法27条 施行規則第27条 学校保健安全法第13条 学校保健安全法施行規則第5条		
	(2) 健康診断を行ったときは、21日以内にその結果を園児及びその保護者に通知するとともに、疾病の予防措置を行い、又は治療の指示をし、並びに作業及び運動を軽減する等適切な措置をしているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		学校保健安全法第14条 学校保健安全法施行規則第9条		
	(3) 健康診断を行ったときは、園児の健康診断票を作成しているか。また、園児が転学した場合には、その作成に係る当該園児等の健康診断票を転学先の校長、保育所の長又は認定こども園の長に送付しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		学校保健安全法施行規則第8条		
	(4) 健康診断の結果を教育及び保育に活用し、保護者が園児の状態を理解し日常生活に活用できるようにしているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		要領第1章 第3の5(1)		
	(5) 園児の健康診断票は、5年間保存しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	(6) 感染症又は食中毒の発生したとき等、臨時の健康診断を実施しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	学校保健安全法施行規則第10条		
	(7) 健康診断を的確かつ円滑に実施するため、あらかじめ園児の発育健康状態等に関する調査を必要に応じて行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		学校保健安全法施行規則第11条		

VI 健康・安全・給食

点検項目	基準内容等の留意点	適	不適	非該当	根拠法令等 (関係法令等)	確認すべき事項 (資料・帳簿等)	備考 (コメント又は不適の理由)
8 安全に関する 設置者の責務	<p>設置者は、園児の安全の確保を図るため、事故、加害行為、災害等により園児に生ずる危険を防止するよう努めているか。また、事故等により園児に危険又は危害が現に生じた場合において適切に対処するために、施設及び設備並びに管理運営体制の整備充実その他の必要な措置を講ずるよう努めているか。</p> <p>特に、睡眠中、プール活動・水遊び中、食事中等の場面では重大事故が発生しやすいことを踏まえ、以下の対策を講じているか。</p> <p>① 睡眠中の窒息リスクの除去として、医学的な理由で医師からうつぶせ寝を勧められている場合以外は、仰向きに寝かせるなど寝かせ方に配慮すること、児童を一人にしないこと、安全な睡眠環境を整えているか。</p> <p>② プール活動や水遊びを行う場合は、監視体制の空白が生じないよう、専ら監視を行う者とプール指導等を行う者を分けて配置し、その役割分担を明確にしているか。</p> <p>③ 児童の食事に関する情報(咀嚼や嚥下機能を含む発達や喫食の状況、食行動の特徴など)や当日の子どもの健康状態を把握し、誤嚥等による窒息のリスクとなるものを除去しているか。また、食物アレルギーのある子どもについては「生活管理指導表」等に基づいて対応しているか。</p> <p>④ 窒息の可能性のある玩具、小物等が不用意に保育環境下に置かれていないかなどについての、保育士等による保育室内及び園庭内の点検を、定期的に行っているか。</p> <p>⑤ 事故発生時に適切な救命処置が可能となるよう、訓練を実施しているか。</p> <p>⑥ 事故発生時には速やかに当該事実を市に報告しているか。</p>	□	□		<p>学校保健安全法第26条</p> <p>(参考) 保育所、地域型保育事業及び認可外保育施設においてプール活動・水遊びを行う場合の事故の防止について(平成29年6月26日付け雇児保発0616第1号)</p> <p>「教育・保育施設等における事故の報告等について」(令和7年3月21日こ成安第44号、6教参学第51号) ※国通知</p> <p>「特定教育・保育施設等における事故の報告等について(通知)」(令和7年5月23日付け7盛福子育号外子育てあんしん課長通知) ※市通知</p>	<p>・事故報告 ・ヒヤリハットの記録</p>	<p>◎「生活管理指導票」の提供の有無 有・無</p>
9 学校安全計画の策定等	<p>園児の安全の確保を図るため、当該幼保連携型認定こども園の施設及び設備の安全点検、園児に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修その他学校における安全に関する事項について計画を策定し、これを実施しているか。</p>	□	□		<p>学校保健安全法第27条</p>	<p>・学校安全計画</p>	

VI 健康・安全・給食							
点検項目	基準内容等の留意点	適	不適	非該当	根拠法令等 (関係法令等)	確認すべき事項 (資料・帳簿等)	備考 (コメント又は不適の理由)
10 安全の確保	園長は、当該幼保連携型認定こども園の施設又は設備について、園児の安全の確保を図る上で支障となる事項があると認めた場合には、遅滞なく、その改善を図るために必要な措置を講じ、又は当該措置を講ずることができないときは、当該学校の設置者に対し、その旨を申し出ているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	学校保健安全法第28条	・安全点検表	
11 危険等発生時対処要領の作成等	(1) 園児の安全の確保を図るため、当該学校の実情に応じて、危険等発生時において当該学校の職員がとるべき措置の具体的内容及び手順を定めた対処要領である危険等発生時対処要領を作成しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	学校保健安全法第29条	・危機管理マニュアル	
	(2) 園長は、危険等発生時対処要領の職員に対する周知、訓練の実施その他の危険等発生時において職員が適切に対処するために必要な措置を講じているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
	(3) 事故等により園児に危害が生じた場合において、当該園児及び当該事故等により心的外傷その他の心身の健康に対する影響を受けた園児その他の関係者の心身の健康を回復させるため、これらの者に対して必要な支援を行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
12 地域との関係機関等との連携	園児の安全の確保を図るため、園児の保護者との連携を図るとともに、幼保連携型認定こども園が所在する地域の実情に応じて、当該地域を管轄する警察署その他の関係機関、地域の安全を確保するための活動を行う団体その他の関係団体、当該地域の住民その他の関係者との連携を図るよう努めているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	学校保健安全法第30条		
13 保健所との連絡	感染症拡大防止等のための出席停止若しくは臨時休業が行われた場合、又は保健所と健康診断を行おうとする場合、保健所に連絡をしているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	学校保健安全法第18条 認定こども園法施行令第6条 学校保健安全法施行令第5条		
14 出席停止について	(1) 園長は、出席を停止させようとするときは、その理由及び期間を明らかにして、園児の保護者に指示しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	学校保健安全法第19条 認定こども園法施行令第6条		
	(2) 園長は、(1)の指示をしたときは幼保連携型認定こども園の設置者に報告しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	学校保健安全法施行令第6条、第7条		
15 環境衛生検査	環境衛生検査について、毎学年定期的に、学校環境衛生基準に基づき行っているか。また、必要があるときは、臨時に、環境衛生検査を行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	施行規則第27条 学校保健安全法施行規則第1条		
16 安全点検	安全点検について、毎学期1回以上、園児が通常使用する施設及び設備の異常の有無について系統的に行っているか。また、必要があるときは、臨時に、安全点検を行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	学校保健安全法施行規則第28条		
17 日常における環境の安全	環境の衛生・安全の確保を図るため、安全点検のほか、設備等について日常的な点検を行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	学校保健安全法施行規則第29条 施行規則第27条		

VI 健康・安全・給食

点検項目	基準内容等の留意点	適	不適	非該当	根拠法令等 (関係法令等)	確認すべき事項 (資料・帳簿等)	備考 (コメント又は不適の理由)
18 感染症の予防	(1) 園長は、学校内において、感染症にかかっており、又はかかっている疑いがある園児を発見した場合において、必要と認めるときは、学校医に診断させ、出席停止の指示をするほか、消毒その他適当な処置をしているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	学校保健安全法第21条		
	(2) 園長は、学校内に、感染症のウイルスに汚染し、又は汚染した疑いがある物件があるときは、消毒その他適当な処置をしているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
	(3) 幼保連携型認定こども園の附近において、感染症が発生したときは、その状況により適当な清潔方法を行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
19 個別的な配慮を要する園児への対応	乳幼児突発死症候群(SIDS)の防止に努めているか。その他、個別的配慮を要する園児への対応は適切か。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
20 自動車を運行する場合の安全管理	(1) 園児等の通園や園外活動等のために自動車を運行する場合、園児等への自動車の乗降の際に、点呼等の方法により園児の所在を確認しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	学校保健安全法施行規則第29条の2	・乗降の記録	
	(2) 通園用の自動車を運行する場合は、当該自動車にブザーその他の車内の園児等の見落としを防止する装置を具備し、当該装置を用いて、降車時の園児の所在確認をしているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
21 食事	献立作成等は適切に行われているか。				(参考)児童福祉施設における「食事摂取基準」を活用した食事計画について(平成27年3月31日付け雇児母発0331第1号) (参考)保育所における食事提供ガイドライン(厚生労働省平成24年3月)		
	(1) 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	(2) 献立は、できる限り、変化に富み、園児の健全な発育に必要な栄養量を含むものであるか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	(3) 食品の種類・調理方法について、栄養・園児の身体的状況及び嗜好を考慮しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	(4) 園児の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
22 食育の計画	(1) 食育の計画を作成し、全体的な計画並びに指導計画に位置付けるとともに、その評価、改善に努めているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		取扱通知4(2)		
	(2) 園児と調理員のかかわりや調理室など食に関する環境に配慮しているか。また、教諭や栄養士等が配置されている場合は、専門性を活かした対応を図っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	(3) 体調不良、食物アレルギー、障害のある園児等、園児一人一人の心身の状態等に応じ、学校医、かかりつけ医等の指示や協力の下に適切に対応しているか。また、栄養教諭や栄養士等が配置されている場合は、専門性を活かした対応を図っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				

◎アレルギー除去食への対応状況
有・無

医師からの指示書
有・無

保護者からの依頼書
有・無

VI 健康・安全・給食

点検項目	基準内容等の留意点	適	不適	非該当	根拠法令等 (関係法令等)	確認すべき事項 (資料・帳簿等)	備考 (コメント又は不適の理由)																													
23 給食材料の 用意・保管	(1) 給食材料の用意・保管は、適切に行われているか。 (2) 調理室や食器類の衛生管理は、適切に行われているか。 (3) 給食従事者の衛生管理・健康管理は、適切に行われているか。 (4) 調理室や食器類の衛生管理は、適切に行われているか。 (5) 食品の洗浄、加工、配膳は、衛生的に行われているか。	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	(参考)「大量調理施設衛生管理マニュアル」の改正について(平成29年6月15日付け生食発0616第1号)																															
24 食塩の適切な摂取量について	食事摂取基準の目安量を超えて食塩を過剰摂取させていないか。(別表参照) <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> 【参考】ナトリウムの食事摂取基準 (mg/日、() は食塩相当量[g/日]) </div> <table border="1" data-bbox="581 651 1605 867"> <thead> <tr> <th rowspan="2">性別 年齢等</th> <th colspan="2">男性</th> <th colspan="2">女性</th> </tr> <tr> <th>目安量</th> <th>目標量</th> <th>目安量</th> <th>目標量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0～5 (月)</td> <td>100 (0.3)</td> <td>-</td> <td>100 (0.3)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>6～11 (月)</td> <td>600 (1.5)</td> <td>-</td> <td>600 (1.5)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>1～2 (歳)</td> <td>-</td> <td>(3.0未満)</td> <td>-</td> <td>(2.5未満)</td> </tr> <tr> <td>3～5 (歳)</td> <td>-</td> <td>(3.5未満)</td> <td>-</td> <td>(3.5未満)</td> </tr> </tbody> </table> (出典：厚生労働省「日本人の食事摂取基準 (2025年版)」 ※ 目安量：一定の栄養状態を維持するのに十分な量 ※ 目標量：生活習慣病の予防のために現在の日本人が当面の目標とすべき摂取量	性別 年齢等	男性		女性		目安量	目標量	目安量	目標量	0～5 (月)	100 (0.3)	-	100 (0.3)	-	6～11 (月)	600 (1.5)	-	600 (1.5)	-	1～2 (歳)	-	(3.0未満)	-	(2.5未満)	3～5 (歳)	-	(3.5未満)	-	(3.5未満)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		(参考)保育施設における食塩の適切な摂取量について(平成29年7月14日付け事務連絡)		
性別 年齢等	男性		女性																																	
	目安量	目標量	目安量	目標量																																
0～5 (月)	100 (0.3)	-	100 (0.3)	-																																
6～11 (月)	600 (1.5)	-	600 (1.5)	-																																
1～2 (歳)	-	(3.0未満)	-	(2.5未満)																																
3～5 (歳)	-	(3.5未満)	-	(3.5未満)																																